

長時間訪問看護加算利用促進モデル事業について

(1) 内容

訪問看護事業者が医療的ケア児者に対し、3時間以上の長時間訪問看護を行う場合、または訪問看護事業者から短期入所事業所へ看護師を派遣し対象児者の看護を行った場合に補助金を交付

(2) 対象医療的ケア児者

次に掲げる①～⑤すべての要件を満たす医療的ケア児者

- ① 県内在住で人工呼吸器装着または気管切開を行い、在宅療養を行っている者（難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病の患者および特定疾患治療研究事業対象疾患患者は除く）
- ② 介護者の疾病、冠婚葬祭、介護者の休養、その他知事が必要と認める事由により、一時的に介護を受けられなくなる者
- ③ 当該事業の利用日に他の事業に基づく入所を行っていない者
- ④ 病状悪化による入院またはその他の疾患による入院中でない者
- ⑤ 福井県重症難病患者在宅療養支援事業を利用していない者

(3) 交付対象事業者

長時間訪問看護を実施した指定訪問看護事業者または短期入所事業所に看護師を派遣し看護を実施した指定訪問看護事業者（県が運営または設置する事業所を除く）

(4) 補助額（一人あたり）※予算の範囲内で補助します。

【長時間訪問看護】

年度あたり88,000円を限度とする。

1回あたり26,000円以内の額とする。

3時間を超える場合、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てることとする。

利用時間	補助単価
3時間	11,000円
4時間	14,000円
5時間	17,000円
6時間	20,000円
7時間	23,000円
8時間	26,000円

【短期入所事業所利用】

年度あたり90,000円を限度とする。

1回あたり30,000円とする。（1回あたり1泊とする）

（参考）県ホームページ↓

[長時間訪問看護加算利用促進モデル事業補助金について](#) | [福井県ホームページ](#)

担当：自立支援グループ 中田

ご質問は下記メールアドレスをお願いします。

Email：r-nakata-bp@pref.fukui.lg.jp